

令和3年度 兵庫県立尼崎小田高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立尼崎小田高等学校

1 本校の方針

本校は、「生活は簡素に、理想は高く」(Plain Living and High Thinking)を理念として、高い知性、優れた徳性、強い意志と身体、及びおだやかで豊かな心を持ち、人類・国家・社会に貢献する人物の育成を目指している。

こうした中、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、尼崎市の東南部に位置しており、普通科・サイエンスリサーチ科・国際探求学科の3学科と普通科には看護医療・健康類型を設置するなどの特色ある学校として、これまでの伝統の上にさらなる発展を目指している。

いじめは、最も身近な人権侵害である。本校では、人権・福祉委員会を設置し、各学年における人権ホームルームや全校生対象の人権福祉講演会を実施する中で、人権意識の確立を図っている。また、生徒指導においても、端正な服装・頭髪や規則正しい生活、挨拶の励行など基本的な生活習慣の確立を徹底するとともに、花と緑あふれる落ち着いた教育環境のもと、物を大切にするなど、心豊かな人間性の育成にも力を入れている。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。【別紙1】校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識することが必要である。そのために、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するとともに、生徒が抱えている家庭状況等の背景を把握するためのチェックリストを別に定める。【別紙2】早期発見のためのチェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。【別紙3】年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4】いじめを認知した際の組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

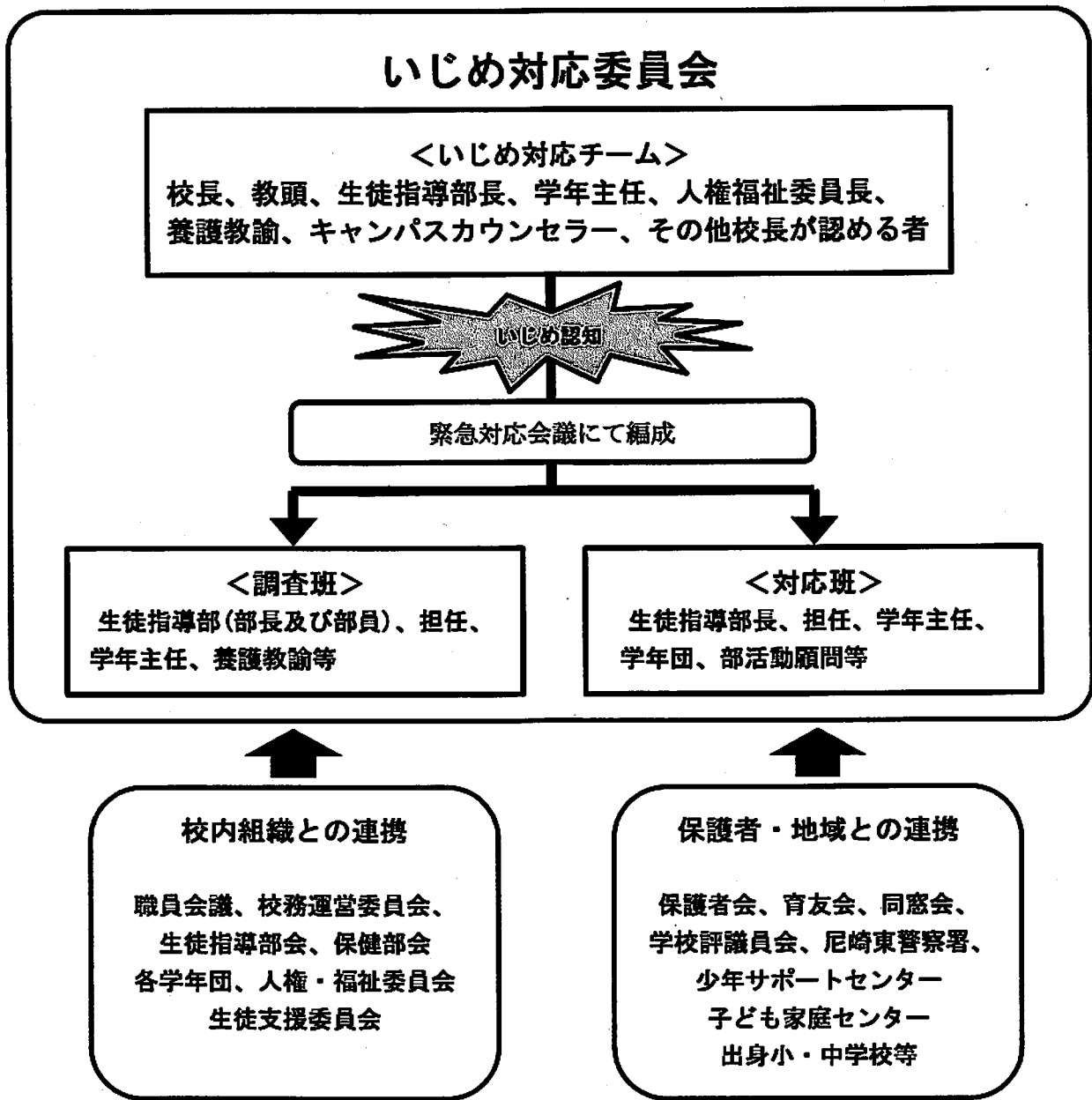
なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や育友会総会をはじめ、学年保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

- 本校は、いじめ問題に対して、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持って、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- いじめの早期発見、早期対応に努めるのはもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動において展開していく。
- 「いじめ対応委員会」を中心に、いじめ問題への組織的な取組を推進するとともに、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 本校のいじめ対策が有効に機能しているかについて、生徒の状況や地域の実態を考慮しながら、定期的に点検・評価を行う。



家庭での様子 ※ご家庭で気づかれたことがありましたら学校へお知らせください。

- 部屋にある持ち物がなくなっていく
- 買い与えた覚えのない品物を持っている
- 朝、なかなか起きてこない
- 家族に八つ当たりすることが多くなる
- 学校的话题を意図的に避けるようになる
- LINEやメールをこそこそ見る
- 学習時間が減り、成績が低下する
- ノート等に本人を傷つけることばが書かれている
- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある
- 部屋に閉じこもり、ぼんやりと考え事をするが多くなる
- 自転車や持ち物が壊されていることがある
- 必要以上に金品を要求するようになる
- 明らかに食欲が無くなっている
- いじめの話をするとう強く否定する
- 登校時間になるとよく体調不良を訴える
- 仲の良かった友だちとの交流が極端に減る
- 友だちやクラスの不平・不満が急に増える
- 理由のはっきりしないアザや怪我がある

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- クラスやグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたづらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている生徒

◎ 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 話すときに視線を合わせようとしない
- 欠席・遅刻・早退が多くなる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 保健室で過ごす時間が多くなる
- とくどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言を冷やかされたり無視されたりする
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教師がまめると周囲から陰口を言われる
- 一人であることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 特に用事もないのに教師や職員室の周りにいる

◎ 昼食時・清掃時

- 不本意に一人だけで食べていることが増える
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたづらをされる
- いつもゴミ捨て等の当番になっている
- 一人で離れて清掃している
- 目の前にゴミを捨てられる

◎ その他

- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 書く文字の筆圧が下がる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う内容が一致しない
- 学級日誌などに何も書かなくなる

いじめている生徒

- 教師によって態度を変える
- 教師の指導を素直に受け取れない
- いつも行動している特定のグループ内で、他の生徒に指示ばかりしている
- 特定の生徒の発言に周囲の生徒が迎合し、その生徒に対して周囲の生徒が異常に気を使っている
- 多くのストレスを抱えているようで、いつもイライラしている
- 「いつも自分ばかり」と口癖のように言い、家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 教師が近づくと急に仲の良いふりをする
- 活発に活動するが他の子どもにキツイ言葉を使う

年間指導計画

	職員会議・研修など	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	※いじめ防止基本方針の周知 ※年間計画・方針の確認(いじめ対応委員会)	※中学校との情報交換 ※オリエンテーション(1年) ※育友会新旧役員会	※面談週間
5月	※職員研修(いじめ予防)	※育友会総会 ※学年保護者会	※公開授業週間
6月	※調査報告会①(いじめ対応委員会)	※第1回学校評議員会 ※育友会委員会 ※人権ホームルーム(3年)	※第1回いじめに関する調査 ※公開授業週間
7月	※調査報告会①(職員会議)	※全校一斉人権ホームルーム (いじめ・人間関係づくり) ※人権福祉講演会	※三者面談
8月	※職員研修(カウンセリングマインド)	※福祉施設ボランティア	
9月			
10月	※職員研修(カウンセリングマインド) ※職員研修(発達障害) ※調査報告会②(いじめ対応委員会)	※学年保護者会 ※人権ホームルーム(1年) ※育友会委員会 ※第2回学校評議員会	※第2回いじめに関する調査 ※公開授業週間
11月	※調査報告会②(職員会議)	※人権ホームルーム(2年)	※公開授業週間
12月			
1月			
2月	※調査報告会③(いじめ対応委員会)	※育友会委員会 ※第3回学校評議員会	※第3回いじめに関する調査
3月	※調査報告会③(職員会議) ※学校保健委員会		

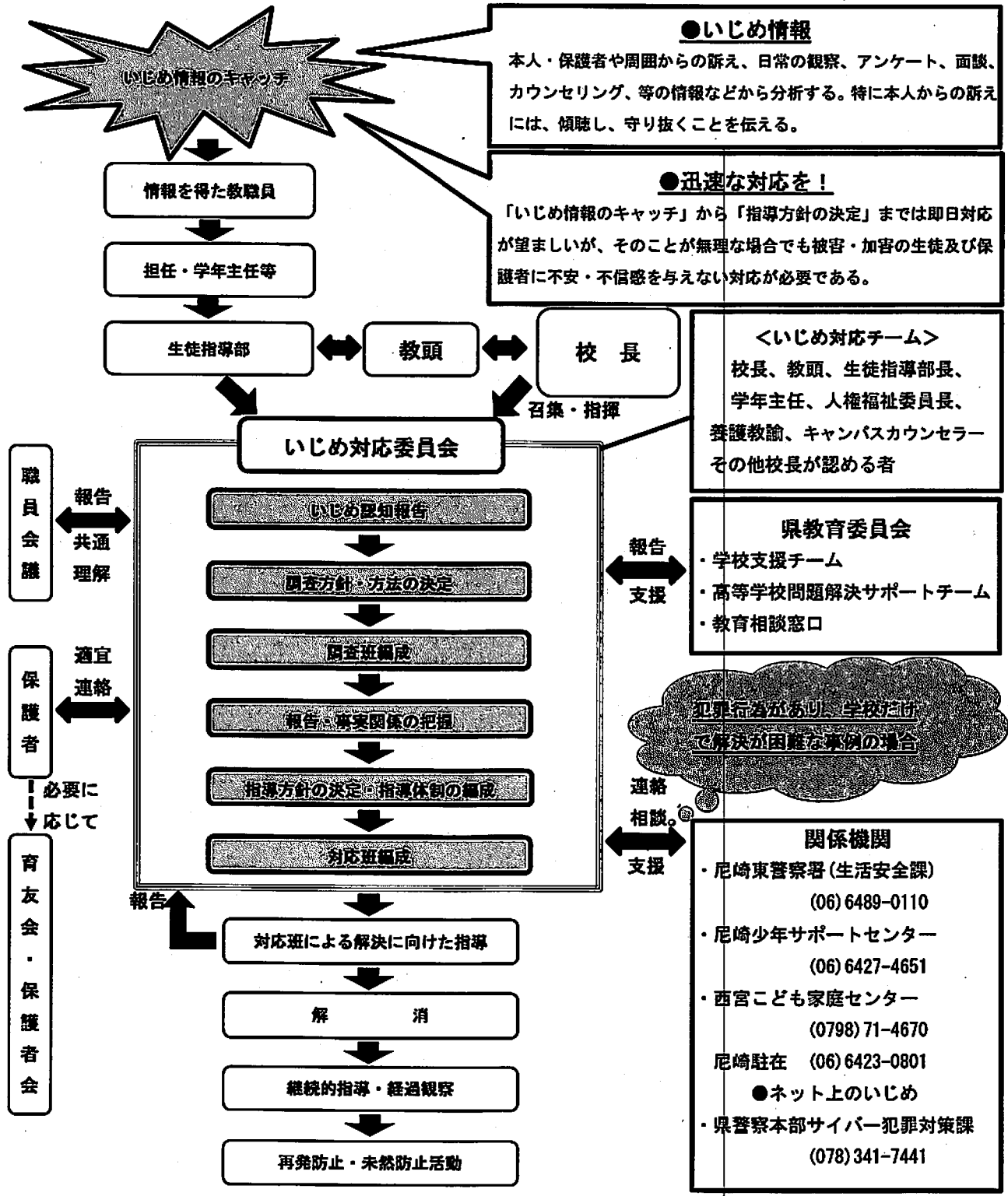


※職員会議(月1回)
※いじめ対応委員会(定例会は学期1～2回)
※学年会/生徒指導部会(週1回)



※キャンパスカウンセラーによる教育相談
(令和2年度は 28回実施)

いじめを認知した際の組織的対応



●いじめ情報
 本人・保護者や周囲からの訴え、日常の観察、アンケート、面談、カウンセリング、等の情報などから分析する。特に本人からの訴えには、傾聴し、守り抜くことを伝える。

●迅速な対応を！
 「いじめ情報のキャッチ」から「指導方針の決定」までは即日対応が望ましいが、そのことが無理な場合でも被害・加害の生徒及び保護者に不安・不信感を与えない対応が必要である。

<いじめ対応チーム>
 校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、人権福祉委員長、養護教諭、キャンパスカウンセラー
 その他校長が認める者

県教育委員会
 ・学校支援チーム
 ・高等学校問題解決サポートチーム
 ・教育相談窓口

犯罪行為があり、学校だけで解決が困難な事例の場合

関係機関
 ・尼崎東警察署(生活安全課)
 (06) 6489-0110
 ・尼崎少年サポートセンター
 (06) 6427-4651
 ・西宮こども家庭センター
 (0798) 71-4670
 尼崎駐在 (06) 6423-0801
 ●ネット上のいじめ
 ・県警察本部サイバー犯罪対策課
 (078) 341-7441

いじめにより生徒の生命や身体の安全又は財産がおびやかされるような重大事案が発生した場合

- ◆ 速やかに教育委員会へ報告するとともに、警察等の関係機関に連絡し、支援を求める。対応については、教育委員会の支援のもと、校長を中心とし、学校全体が組織的かつ迅速に事案解決にあたる。
- ◆ 事案によって、保護者への説明が必要と判断する場合は、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や保護者会を実施する。
- ◆ マスコミの対応が必要な場合は、対応窓口を一本化する。